

学校法人順正学園教育後援会規約

(名称)

第1条 本会は、学校法人順正学園教育後援会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学校法人順正学園の発展を期するため、教育上の諸施設等必要な事項に対して後援をするとともに、会員相互の親睦を図る。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業活動を行う。

- (1) 学生生活充実のための諸活動の援助
- (2) 教育活動の整備
- (3) 会員と大学の懇親会

2 本会は、前項のほか、本会の目的を達成するために必要な事業活動を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は次の者をもって構成する。但し、通信教育の学生の保護者、夜間の学生の保護者は除く。

- (1) 吉備国際大学の学生の保護者
- (2) 順正高等看護福祉専門学校学生の保護者
- (3) 九州保健福祉大学の学生の保護者
- (4) 九州保健福祉大学総合医療専門学校の学生の保護者
- (5) 順正学園の教職員

(支部)

第5条 本会に九州支部を設け、支部長を置く。

(部会)

第6条 本会に次の部会を置き、必要に応じて部会を開く。

- (1) 吉備国際大学部会
- (2) 順正高等看護福祉専門学校部会
- (3) 九州保健福祉大学部会
- (4) 九州保健福祉大学総合医療専門学校部会

2 部会は学校毎の会員をもって構成する。

(役員)

第7条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 名誉会長 1名 (理事長・総長)
- (2) 顧問 4名 (学長・校長)
- (3) 会長 1名
- (4) 支部長 1名
- (5) 副会長 5名 (各設置校保護者4名・教職員1名)
- (6) 監査 2名 (保護者・教職員各1名)
- (7) 委員 若干名

(任務)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 名誉会長、顧問は本会の運営を支援する。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 監査は会計の監査をする。
- (5) 委員は会務の運営にあたる。

(選任)

第9条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長および副会長、監査は総会の議を経て、名誉会長が委嘱する。
- (2) 支部長は、支部総会の議を経て、名誉会長が委嘱する。
- (3) 委員は、会長が副会長、名誉会長の意見を聞き、委嘱する。

(会費)

第10条 本会の会費は年額6,000円とする。

ただし卒業年次までの会費を事前に納入することもできる。

(総会)

第11条 総会は毎年1回開催する。なお、必要に応じ臨時に開くことができる。

- 2 総会において、決算、予算、事業計画、役員選任、その他重要事項を審議する。

(地区別懇談会)

第12条 地区別懇談会を開催する。

(役員会)

第13条 役員会は、名誉会長、会長、副会長で組織し、会の運営に必要な事項を審議する。

- 2 役員会には議案に応じ、監査、委員も出席するものとする。

(積立金)

第14条 教育後援会では、次の目的に使用する場合に備えて、積立金を行うことができる。

- (1) 大型施設設備等の寄附
- (2) 災害等により学園が著しく被害を受けた場合の緊急支援
- (3) 災害等により学生または保護者が被災した場合の緊急支援
- (4) その他、総会において認めたもの

(その他)

第15条 教育後援会の事務は当分の間、学園法人本部で担当する。

- 2 九州支部の事務は当分の間、九州保健福祉大学事務局で担当する。

附則 1 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要なことは、役員会の議を経て会長が定める。

- 2 この規約は1994年9月4日(設立総会)から施行する。

附則 この規約は1995年6月10日から施行する。

附則 この規約は1999年6月12日から施行する。

附則 この規約は2000年6月10日から施行する。

附則 この規約は2001年6月9日から施行する。

附則 この規約は2002年6月8日から施行する。

附則 この規約は2003年6月7日から施行する。

附則 この規約は2005年6月25日から施行する。

附則 この規約は2008年4月1日から施行する。

附則 この規約は2010年4月1日から施行する。

附則 この規約は2011年4月1日から施行する。

附則 この規約は2012年4月1日から施行する。

附則 この規約は2016年4月1日から施行する。